

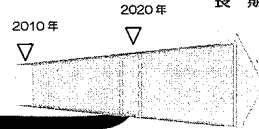
# 全てのいのちが共生する社会の構築

～ 生物多様性の恩恵を継続して享受するために ～

## 目標2020年

- ▶ **生物多様性の府民認知度を70%以上にする。**  
(2008年大阪府府民アンケート 16.9%)
- ▶ **生物多様性の損失を止める行動を拡大する。**  
活動する府民を30%増加する。(2009年 約7万人)  
保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha拡大する。

## 将来像



### 将来の姿 (長期)

生物多様性への人々の理解が進み、生物多様性に配慮した行動によって、豊かな森林、農空間、里地・里山、河川、海等が維持されている。また、生息環境を回復するための取り組みが各地で行われた結果、大阪は身近に生き物と触れ合える、水とみどり豊かな都市となっている。

## 施策の方向

生物多様性についての府民理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進します。

- ▶ 生物多様性の重要性の理解促進
- ▶ 生物多様性に配慮した行動促進
- ▶ 府民と連携したモニタリング体制の構築
- ▶ 生物多様性保全に資する地域指定の拡大
- ▶ エコロジカルネットワークの構築推進

### 府民の理解促進

■ **世界の生物多様性保全に貢献**  
大消費地として生物多様性配慮行動を促進

□ **府域の生物多様性を向上**

- ・ 府域の現状評価
- ・ 地域指定の拡大
- ・ 保全活動の拡大
- ・ 水とみどりのつながりの拡大

生物多様性の保全

## 現状

**生物多様性のめぐみ**  
地球上の生物の存在の豊かさを示す指標として、生物多様性指数が用いられる。近年、生物多様性指数は減少傾向にある。これは、生物多様性の損失を示している。

**生物多様性の脅威**  
生物多様性の損失は、気候変動、土地利用の変化、汚染、過剰な資源採取、外来種の侵入などによって引き起こされる。これらは、生物多様性の損失を加速させている。

**なぜ「絶滅」が問題か**  
生物多様性から多くのみどりを得ていること、生物多様性は環境のバランスのしるしであり、持続可能な社会を支えること、人間も生物多様性を依存する生物種のひとつであること、絶滅には「バランスを失うこと」があり、その部分のバランスが失われるかわからないこと、知らぬ間に人間の生存基盤が弱体化する可能性があること。

資料：環境省 HP 掲載資料

### 大阪府レッドデータブックに記載されている絶滅危惧種

分類群	絶滅危惧1種 (絶滅の危機に瀕している種)	絶滅危惧2種 (絶滅の危機が拡大している種)
植物	1種	1種
動物	1種	1種
菌類	1種	1種
昆虫	1種	1種
魚類	1種	1種
両生類	1種	1種
爬虫類	1種	1種
鳥類	1種	1種
哺乳類	1種	1種
合計	7種	7種

イタセンパラ  
ヒロオビミドリシジミ

### 生物多様性の保全に資する地域指定状況

指定区域	指定面積 (ha)
保安林	16,388
鳥獣保護区	12,801
府立自然公園	2,594
国定公園	16,498
近郊緑地保全区域	33,580
自然環境保全地域	38
緑地環境保全地域	32
特別緑地保全地区	2
自然海浜保全地区	22
国・府指定天然記念物	15
<b>合計</b>	<b>81,970</b>

2010年3月末現在

### 森林、農地の土地利用転換面積の推移

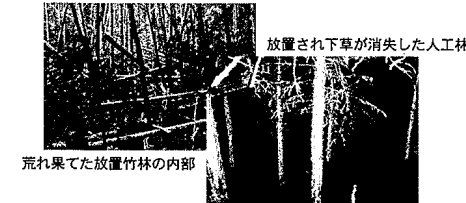
農地：16,398ha (1997年) → 14,357ha (2007年)  
住宅地・工業用地や駐車場・レジャー施設への転用により約2,000ha減少  
森林：58,636 (1997年) → 58,187 ha (2007年)  
宅地の供給及び土砂採取などの事業用地等への転用により約450ha減少

資料：平成20年度版国土利用計画関係資料集データより抜粋

### 遊休農地の現状



### 放置森林の現状



農空間や森林等では、これまで保たれてきた豊かな生態系が人の手が入らないことにより損なわれます。

## 主な施策

### 生物多様性の府民理解の促進

民間団体等と協力しながら身近な生物の調査等の参加型のプログラムの充実等により生物多様性への理解を高めるとともに、生物多様性と日常生活とのつながりについて理解を深められるようホームページの充実等によって情報発信を強化し、啓発に取り組みます。



### 府域の生物多様性の現状を評価

府内に生息する野生生物の生息状況を評価するため、野生生物の分布、生息・生育状況等の現状把握に努めます。その際、海の生物や貴重な生態系など評価対象の範囲も検討します。また、併せて在来種の生息に多大な影響を与える外来生物のリストの作成を検討します。代表的な生物について生息状況を関係団体や府民と協力してモニタリングしていく仕組みを構築します。



### 生物多様性の損失を止める行動の促進

新たに生物多様性の保全に配慮する手引きを作成し、大阪府の公共事業実施時に統一した配慮を求め、実施事例などの知見を蓄積するとともに、日常生活での配慮行動についても、手引きに盛り込み、府民や事業者等に配慮を求めていきます。また、事業敷地内での生物多様性を保全する取組みや、地域等と協働した府内での生物多様性の保全に資する活動等を、大阪府が評価する制度を検討し、民間事業者の積極的な取組みを促進します。

### 地域指定の拡大と生物多様性推進拠点の整備

保安林、鳥獣保護区等の地域を拡大するとともに、都市公園、府民の森、河川、自然海浜保全地区等を、生物多様性の保全、再生、生息環境を創造する府民活動を行う拠点とし、周辺の緑地の整備や水辺環境の整備等と連携して、周辺山系から農空間、都市、沿岸までをつなぐエコロジカルネットワークの形成を進めます。



# 全てのいのちが共生する社会の構築に向けた工程表

2011 2015 2020

2020年の目標		
生物多様性の認知度向上		
生物多様性の損失を止める行動の拡大		
工 程 表	<b>現況の把握</b> レッドデータブックの改訂検討(外来種リストの検討を含む) モニタリングの体制整備 情報の共有化	海の生物、希少種の生態系を追加記載の検討 仕組づくり → モニタリングの実施 既存施設、活動団体等と生息情報等を共有化
	<b>生息環境の保全・再生の仕組み</b> 生物多様性配慮の手引策定 生物多様性配慮活動の評価手法検討 生物多様性推進地点の整備 生物多様性の保全に資する地域指定の拡大	手引き作成 → 手引きによる配慮の実施(公共事業) 民間へ導入検討 評価手法検討 → 評価の実施 府営公園、府民の森、府立自然公園、淀川のワンド、自然海浜保全地域などを先行して指定 保安林・鳥獣保護区の拡大 府立自然公園区域の指定 追加指定に向け、調査検討
	<b>天然記念物の追加指定の検討</b> 天然記念物の追加指定の検討	追加指定に向け、調査検討
	<b>生息環境の保全・再生・創造</b> 法、条例による緑地や自然環境の保全 灌漑・自然海浜の再生 大阪湾窪地の解消 水産資源の保護管理 多自然川づくり 生物多様性に配慮した農空間の保全と活用 大規模緑地等を拠点としたエコロジカルネットワークの構築 森林整備の推進 里山の保全管理の推進 臨海部の生息環境の創造 野生生物の適正な保護管理 アライグマ・ブラックバス等の外来生物対策 調査研究の推進	自然公園法、森林法、大阪府自然環境保全条例、大阪府自然海浜保全地区条例による地域の保全 マールビーチでの覆砂実験 → 府民の利便性を高め、水環境を改善 埋め戻しのモニタリング → 窪地の埋め戻し 順次実施 遺伝子の多様性に配慮した栽培漁業、資源回復計画による水産資源の保護管理、魚籠の設置 特選に選じた多自然川づくりを推進 空想系に配慮した、農地・農業用施設の保全と活用の推進 生物多様性、みどりのネットワークに配慮した公園計画及び緑化の推進 人工林の適正な間伐・針広混交林化の推進 新たな森づくり制度の創設 → 里山の適正な保全管理の推進 共生の森づくりの推進 シカ、イノシシの保護管理計画の推進 アライグマ防除実施計画の推進、ブラックバス、ブルーギル、外来水生植物の駆除等 生態系の保全や生物多様性の増大に関する調査、試験研究等
	<b>普及・啓発</b> 地域のシンボリックな生物によるPR まもりたい生物100選(仮称)の府民募集 生物と触れ合える場のPR	ホームページでの情報発信 募集 → モニタリングの実施 生物と触れ合える都市公園、府立自然公園、府民の森等の情報発信
	<b>参加・行動</b> 身近な生き物調査 生息状況のモニタリング(再掲) 企業やNPO、地域等と協力した参加型プログラムの充実 環境教育の推進	生みの復活、なまの葉、なまの葉の充実(まもりたい生物100選との連携) レッドデータブックによる希少種と100選の生物に対するモニタリングの実施 共生の森づくり、泉佐野丘陵緑地整備、里山保全、樹田保全活動、アドフォレスト、アドブリア、アドアス構想の推進等 出前授業、学校ビオトープ等の設置推進

# 健康で安心して暮らせる社会の構築

II-4

～ 良好な大気環境を確保するために ～

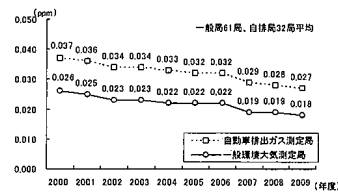
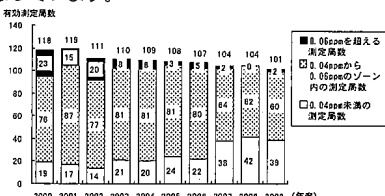
## 目標2020年

### 大気環境をさらに改善する。

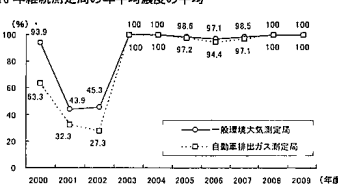
- ・ 二酸化窒素の年平均値 0.06ppm 以下を確実に達成するとともに、0.04ppm 以上の地域を改善する。
- ・ 微小粒子状物質 (PM2.5) の環境保全目標を達成する。
- ・ 光化学オキシダント濃度 0.12ppm (注意報発令レベル) 未満を目指す。

## 現状

■ 二酸化窒素は、改善傾向にあり、環境保全目標 (1 時間値の 1 日平均値が 0.04~0.06ppm のゾーン内、またはそれ以下) の上限値 0.06ppm を概ね下回るレベルに達し、約 6 割の地域が 0.04~0.06ppm のゾーン内となっています。

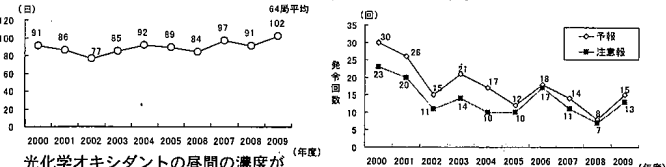


■ 浮遊粒子状物質は、過去 5 年間で 2 年、全ての測定局で環境保全目標を達成しています。2009 (平成 21) 年度には健康への影響が懸念されることから、PM2.5 の環境基準が設定されました。PM2.5 は大気中で窒素酸化物 (NOx) や揮発性有機化合物 (VOC) 等が反応して生成する割合が大きいことが分かっていますが、発生機構は未解明です。



PM2.5とは  
大気中に漂う浮遊粒子状物質 (粒径 10μm 以下) のうち粒径 2.5μm 以下の小さなものをいいます。粒径が小さいため、肺の奥まで入りやすく、健康への影響が懸念されています。

■ 光化学オキシダントは、これまで環境保全目標 (1 時間値が 0.06ppm 以下) を達成しておらず、超過日数は過去 10 年間の推移で見ても緩やかな増加傾向となっています。光化学スモッグ注意報の発令回数は、年度による変動が大きく、増減を繰り返しています。全国的にはこれまで発令のなかった地域で初めて発令されるなど、広域移流の影響も指摘されています。

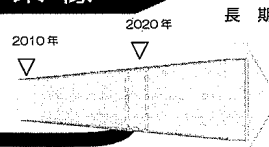


光化学スモッグとは  
光化学オキシダントの濃度が高くなったとき、気象条件により白くモヤがかかったようになる現象のこと。

■ 府内には過去に建材として使用されたアスベストを含む建築物があり、アスベストによる健康被害を防ぐため、解体工事等にはアスベストの飛散防止対策を行っています。

大気中のアスベスト濃度は府域の市街地 4 地点で測定しており、2009 (平成 21) 年度の測定結果は ND~0.079 本/L の範囲にありました。これらの値は検出下限値付近の値であり、地点による濃度差はほとんど見られませんでした。 ※ND (Not Detected) : 検出下限値未満であること。

## 将来像



将来の姿 (長期)

環境保全目標をすべて満足し、澄みわたる空、深呼吸したくなる大気となっている。

## 施策の方向

自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進します。

- 自動車から排出される窒素酸化物 (NOx) と粒子状物質 (PM) の削減対策の推進
- PM2.5 の現状把握と対策の検討・実施
- 揮発性有機化合物 (VOC) の排出削減
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

## 主な施策

### 自動車排出ガス対策

自動車から排出される NOx、PM を削減するため、公共交通や自転車の利用を促進するなど、自動車に過度に依存しないまちづくりを推進します。また、対策地域外からの排出ガス基準を満たさないトラック・バス等の流入規制や自動車 NOx・PM 法に基づく事業者指導を実施するとともに、排出ガス性能の良いエコカーの普及に向けた取組みやエコドライブの普及啓発を実施します。さらに、渋滞の解消を図るため、環状道路の整備や、鉄道、道路の立体交差化等を進め、交通流の円滑化に努めます。



電気自動車



天然ガス自動車

### PM2.5 対策

PM2.5 の環境モニタリングとして濃度測定や成分分析を行うために、自動測定機を配備するなど測定体制を整備します。また、モニタリングの結果を用いて、発生機構を把握し、効果的な対策を検討・実施します。



自動測定機

### 光化学オキシダント・VOC 対策

PM2.5 や光化学スモッグの原因の一つである VOC の排出量を、法・条例による排出規制や化学物質管理制度を用いた自主的取組を促進することにより削減します。また、光化学オキシダントとその原因物質の広域移流による影響の把握に努めます。

### アスベスト対策

過去に建材として使用されたアスベストの解体工事等における飛散防止対策について事業者指導を徹底し、環境中への飛散ゼロを目指します。

アスベスト解体現場  
バトロール



# 健康で安心して暮らせる社会の構築

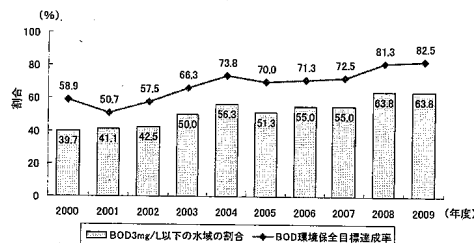
～ 良好な水環境を確保するために ～

## 目標:2020年

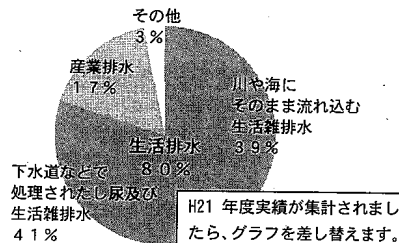
- 人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。
  - ・ BOD（生物化学的酸素要求量）3mg/L 以下（環境保全目標のB類型）を満たす河川の割合を8割にする。
- 多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。
  - ・ 底層 DO（溶存酸素量）5mg/L 以上（湾奥部は 3mg/L 以上）を達成する。
  - ・ 藻場を造成する。（藻場面積 400ha を目指す）

## 現状

■ 河川の水質は、工場・事業場の排水処理対策や下水道の整備などによって全体的に改善傾向がみられます（BOD3mg/L を約 6割の水域で達成）。河川等の汚濁負荷量の約 8割が生活排水に由来しており、そのうち約半量が処理されていない生活雑排水の負荷量です。また、合流式下水道地域では、雨天時に未処理の汚水が混じった雨水が河川へ放流されるため、水質汚濁等の問題があります。



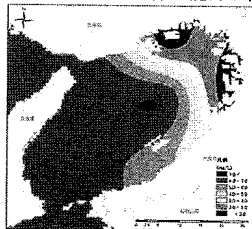
府内河川における BOD の環境保全目標達成状況及び BOD3mg/L 以下の水域の割合の推移



汚濁負荷量 (BOD) の発生源別内訳 (平成 16 年度大阪府推計)

■ 都市への人口集中に伴う都市化の進展、森林、水田などの荒廃や減少などにより流域の保水能力が低下し、流域面積の小さい河川で平常時の河川流量が低下しています。

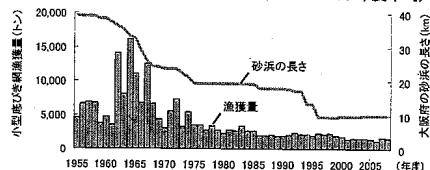
■ 大阪湾の COD（化学的酸素要求量）は長期的には横ばいで、依然として、環境保全目標未達成の地点があります。汚濁物質の流入に加えて、窒素・りんなどの栄養塩が底泥から溶出し湾内の植物プランクトンの増殖を招いていることが考えられます。また、夏季に湾奥部や埋立てのための海底土砂採取などで生じた窪地で発生する貧酸素水塊や青潮が水生生物に影響を与えています。



夏季底層 DO の分布 (2006～2008 年度平均)

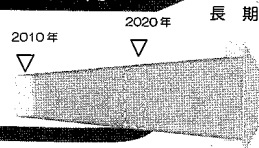
貧酸素水塊とは  
水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。

■ 大阪府の海岸は、埋立てや海岸整備などにより自然海岸が全体の 1% しかなく、魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場、干潟及び海底の砂地が減少しており、自然の浄化機能や、府民が海とふれあう機会が低下しています（大阪府の藻場面積 352ha）。



大阪湾における小型底びき網による漁獲量と大阪府の砂浜の長さの推移

## 将来像



### 将来の姿 (長期)

人の健康が保全されるとともに豊かな生態系が育まれ、身近に人と水がふれあえ、生活に潤いをあたえる水環境となっている。

## 施策の方向

流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進します。

- 生活排水の 100% 適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- 健全な水循環の保全・再生
- 大阪湾の環境改善対策の推進

## 主な施策

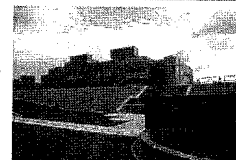
### ■ 水質汚濁負荷量の削減

下水道の整備や下水道への接続を促進するとともに、下水道の高度処理化、合流式下水道の改善を推進します。また、下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽等の普及促進や、汚濁削減の府民啓発などの生活排水対策を推進します。

COD、窒素、りんの総量削減計画に基づく総量規制など工場、事業場排水の規制・指導を、市町村と連携のもと確実に進めます。



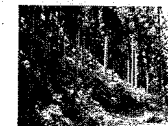
大阪府生活排水対策キャラクター  
かっぱ忍者 せせらぎ



水みらいセンター (下水処理場)

### ■ 健全な水循環の保全・再生

森林や農地・ため池等の保全による流域の雨水浸透、貯留などの水源かん養機能の保全・回復・増進や、節水や雨水利用の促進、地下水・下水処理水の活用等により、流域一体となって水循環の保全・再生を図ります。



整備された森林



ため池

### ■ 大阪湾の環境改善対策・親水性向上

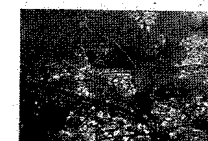
自由に海とふれあえる場の整備や直立護岸の緩傾斜化を検討するとともに、水生生物が育つ場所であるアマモ場等を府民とともに守り育てることで、海への関心と浜辺の親水性の向上に努めます。また、水生生物の生育・生息にとって望ましい水質の調査研究を行うとともに、環境改善を図り、多様な水生生物が育つ魅力ある大阪湾を目指します。



生物が生息しにくく、波打ち際に近づきにくいマーブルビーチ



府民が波打ち際に近づける海



魚介類の育つアマモ場

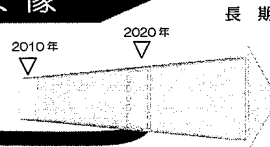
# 健康で安心して暮らせる社会の構築

～ 化学物質のリスク管理を推進するために ～

## 目標:2020年

➤ 環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減する。

## 将来像

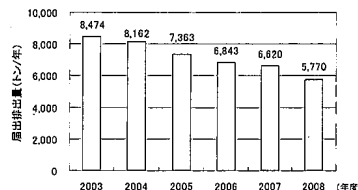


### 将来の姿(長期)

環境リスクの高い化学物質の排出削減が進むとともに、リスク管理やリスクコミュニケーションが定着し、化学物質によるリスクが最小化されている。

## 現状

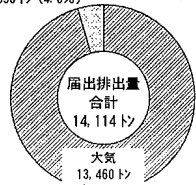
- 府域におけるPRTR法対象の第一種指定化学物質の排出量は、着実に減少していますが、全国第7位と大きな割合を占めています。(可住地面積当たり排出量では全国第2位)
- 発ガン性物質であるPRTR法対象の特定第一種指定化学物質の排出量は、近年横ばい傾向で推移しています。
- 府域で土壤汚染対策法に基づき、土壤の汚染区域として指定された区域数は全国の約1割を占め、東京都に次いで2番目の多さとなっています。また、条例による区域指定は、法による区域指定と同程度の件数で推移しています。



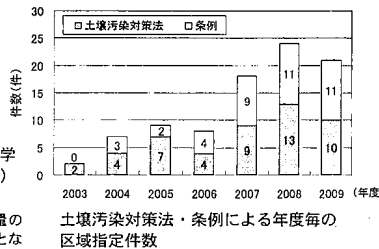
PRTR法対象物質の届出排出量の経年変化

都道府県	届出排出量	届出外排出量			排出量合計
		事業者	家庭	移動体(自動車等)	
1 東京都	13,950	8,015	3,580	4,348	23,872
2 東京都	2,385	13,824	2,295	4,789	23,293
3 埼玉県	13,026	3,744	2,782	2,037	22,301
4 埼玉県	9,274	4,995	2,999	3,904	20,872
5 埼玉県	7,827	6,616	1,916	3,942	20,400
6 千葉県	7,838	5,765	2,723	3,820	20,186
7 千葉県	5,720	7,640	2,292	3,243	18,944
8 東京都	8,885	5,725	1,691	2,542	19,242
9 東京都	10,917	2,901	1,452	2,321	18,990
10 東京都	8,569	3,559	1,624	3,160	16,942
合計	117,090	79,263	33,203	56,793	283,372

公共用水域 553ト (4.6%)  
土壌 0.030ト (0.00021%)



2008年度の府域における化学物質の届出排出量(排出先別)  
【府条例届出データ】  
府域における化学物質排出量のうち95%以上が大気への排出となっています。



土壤汚染対策法・条例による年度毎の区域指定件数

都道府県別のPRTR法対象物質の排出量(2008年度)【PRTR法データ】

- ※PRTR法の改正により、2010年度から届出対象物質が追加されました。
- 第一種指定化学物質は354物質から462物質に増加。
- 特定第一種指定化学物質は12物質から15物質に増加。

## 施策の方向

環境リスクの高い化学物質の排出削減や人等への悪影響が懸念される化学物質に対する予防的取組を推進するとともに、府民・事業者・行政等様々な主体の環境リスクについての理解促進を図ります。

- 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

## 主な施策

### ■ 環境リスクの高い化学物質の排出削減

化学物質の人への暴露量を低減するため、特にトルエンなどの大気中の化学物質の排出を削減する取組みやベンゼンなどの発ガン性物質である特定第一種指定化学物質の排出の抑制を推進します。

また、人・動植物へ悪影響が懸念される化学物質については、環境調査や事業者等への排出抑制の働きかけなどの予防的な取組を推進します。

さらに、化学物質による土壤汚染や地下水汚染を未然に防止し、健康へのリスクを回避するため、化学物質の適正管理について助言・指導します。

### ■ 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

化学物質による環境リスクに関する科学的知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組を推進します。

府は、府域の環境リスクを管理するという立場から、対話の場を設けて、化学物質に係る情報提供、リスクの客観的な評価や府の取組方針の説明等を行うなど、対話の推進に努めます。



環境省主催の「化学物質と環境円卓会議」の様子(環境省ホームページより)

### ■ 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

PCB、ダイオキシン類等の残留性有機汚染物質については、事業者に対し、廃棄物から環境への漏洩がないように適正な管理・処理を徹底指導します。

また、環境リスクの高い化学物質や、汚染された土壌・地下水については、汚染者負担の原則を踏まえつつ、関係法令による適正な管理・処理を進めていきます。

## 化学物質について

- 化学物質は私たちの生活を豊かにし、また、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっていますが、そうした化学物質の中には環境や人の健康に影響を及ぼすおそれがあるものがあります。
- 化学物質管理に向けた世界的取組の目標として、「2020年までに化学物質の生産や使用が人の健康や環境にもたらす悪影響を最小化すること(環境リスクの最小化)」が、2002年のヨハネスブルグサミットにおいて定められています。
- 環境リスクの大きさは、化学物質の「有害性」の程度と化学物質を取り込む量を示す「暴露量」によって決まります。

### 化学物質の環境リスクと化学物質の有害性

- 環境リスクの低減のためには、化学物質の暴露量(排出量)を可能な限り抑制することが必要です。また、環境リスクを完全になくすることは不可能であるため、環境リスクに関する情報・知識を関係者が共有し、情報に関する共通の理解と信頼の上に立って、社会的に許容されるリスクについての合意形成を図る必要があります。

### 予防的取組について

- 人・動植物への極めて深刻な悪影響が懸念される化学物質については、完全な科学的証拠が欠如していることを対策延期の理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら対策を行うという、予防的取組の考え方に基づく対策が必要です。

健康で安心して暮らせる社会の構築に向けた工程表（大気）

2020年目標		2011	2015	2020
大気環境をさらに改善する。				
工程表	自動車排出ガス対策の推進			
	エコカーの普及促進	エコカー普及率の向上 燃費規制の強化 EV充電設備等 インフラの整備促進	燃費規制の強化 エコカー普及率の向上 EV充電設備等 インフラの整備促進	燃費規制の強化 エコカー普及率の向上 EV充電設備等 インフラの整備促進
	流入車対策の推進			
	NOx・PM法に基づく事業者指導			
	排出ガスの少ない自動車利用の推進			
	交通流対策の推進			
	貨物車輸送の効率化の推進			
	自動車に過度に依存しないまちづくりの推進			
	工場等の固定発生源対策の推進			
	NOx等ばい煙対策 ・法、条例規制等による排出量の削減			
VOC対策 ・法、条例規制等による排出量の削減				
PM2.5・光化学オキシダント対策の推進				
PM2.5の現状把握、対策の検討				
広域移流の実態把握、監視の推進				
アスベスト対策の推進				
飛散防止対策の推進				

健康で安心して暮らせる社会の構築に向けた工程表（水環境）

2020年目標		2011	2015	2020
人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を 目指し、水環境をさらに改善する。 多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。				
工程表	水質汚濁負荷量の削減			
	総量削減計画/総量規制	第5次計画 第6次計画	第6次計画 第7次計画	第7次計画 第8次計画

2020年目標		2011	2015	2020
工程表	水質汚濁負荷量の削減			
	工場等固定発生源対策			
	生活排水対策の促進			
	下水道の整備促進			
	合併浄化槽の整備促進			
	大阪湾の環境改善			
	藻場、干潟の再生			
	砂浜の再生			
	底質の改善			
	窪地対策			
水循環の保全・再生				
森林整備				
農空間の保全・活用				
下水処理水の有効利用				
雨水利用				
地下水利用				

健康で安心して暮らせる社会の構築に向けた工程表（化学物質）

2020年目標		2011	2015	2020
環境リスクの高い化学物質の排出量を 2010年度より削減する				
工程表	環境リスクの高い化学物質の排出削減			
	環境リスクの高い化学物質の排出量等の把握			
	大気排出削減の推進			
	有害性の高い化学物質の排出抑制			
	環境汚染の未然防止			
	リスクコミュニケーションの推進			
	事業者への働きかけ			
	NPO・市民団体等との連携			
	情報の整理・場の提供・対話の推進			
	残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理			
PCB廃棄物				
ダイオキシン類対策				
汚染土壌等の適正な管理・処理				